

AED とは

「AED(エー・イー・ディー)」は、「Automated External Defibrillator」の略語で、日本語では「自動体外式除細動器」といいます。

日本国内では、2004年7月1日、厚生労働省より救命現場に居合わせた一般市民がAEDを使用することは、医師法に違反しないと通知されました。

AEDは、心臓がけいれんし血液を送るポンプ機能が失われた状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すためのものです。また、AEDは心臓の動き(心電図)を自動解析し、電気ショックが必要な方にのみ電気ショックを流す仕組みになっています。

心室細動とは、心臓の筋肉がけいれんをしたような状態になり、全身に血液を送るポンプ機能を失った状態になる致死性不整脈の一つです。心室細動の唯一の治療方法が、除細動器(AEDを含む)で電気ショックを与えることだと言われています。

AEDの使用とあわせて、現場に居合わせた方々が胸骨圧迫や人工呼吸を行うことで1人でも多くの方を救うことができます。